

厚生労働大臣が定める基準看護を行っています医療機関です。

○療養病棟（2病棟）では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師、うち看護師が2割以上）と9人以上の看護補助者が勤務しています。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 8時30分～17時00分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持数は5人以内です。
- ・ 17時00分～00時00分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持数は30人以内です。
- ・ 00時00分～ 8時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持数は30人以内です。

○回復期リハビリテーション病棟（3病棟）では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師、うち看護師が4割以上）と6人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・ 8時30分～17時00分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持数は5人以内です。
- ・ 17時00分～00時00分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持数は29人以内です。
- ・ 00時00分～ 8時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持数は29人以内です。

○一般病棟（4病棟）では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師、うち看護師が7割以上）が勤務しています。看護補助者は6名以上勤務しています。

- ・ 8時30分～17時00分まで、看護職員1人当りの受持数は8人以内です。
- ・ 17時00分～00時00分まで、看護職員1人当りの受持数は20人以内です。
- ・ 00時00分～ 8時30分まで、看護職員1人当りの受持数は20人以内です。

○療養病棟（5病棟）では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師、うち看護師が2割以上）と6人以上の看護補助者が勤務しています。

- ・ 8時30分～17時00分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持数は5人以内です。
- ・ 17時00分～00時00分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持数は20人以内です。
- ・ 00時00分～ 8時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当りの受持数は20人以内です。

入院時食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。

入院時食事療養に関する食事は栄養士・管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については18時以降）、適温にて提供しております。

個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

＊明細書の発行を希望されない場合、会計窓口にごその旨お申し付けください。

室料差額について

2,100 円 3 室（305、312、416 号室）

3,150 円 4 室（402、405、412、415 号室）

1,050 円 5 室（403、406、411、413、417 号室）

保険外併用療養費

選定療養費（入院期間が 180 日を超える場合の費用）に関する事項

入院期間が 180 日を超える方に、1 日あたり 2,000 円をお支払いいただいております。

文書料

当病院専用用紙の診断書	3,300円
健康診断書	3,300円
生命保険用診断書	5,500円
死亡診断書	3,300円
厚生国民年金用診断書	5,500円
身体障害者手帳交付用診断書	5,500円
障害年金用診断書	5,500円
後遺障害診断書	5,500円
領収証明書	1,100円
おむつ証明書	1,100円
おもいやり駐車場証明書	1,100円
傷病証明書（ハローワーク提出用）	3,300円
特定疾患更新証明書	5,500円